



第三者等の行為による傷病(事故)届

交通事故等によりケガをしたとき



交通事故等でケガをした場合はどうなるの？

交通事故等、第三者の行為が原因でケガをした場合でも、仕事(業務災害)や通勤途中の事故が原因でなければ、健康保険で診療を受けることができます。ただし、この場合には「第三者等の行為による傷病(事故)届」の提出が必要となります。

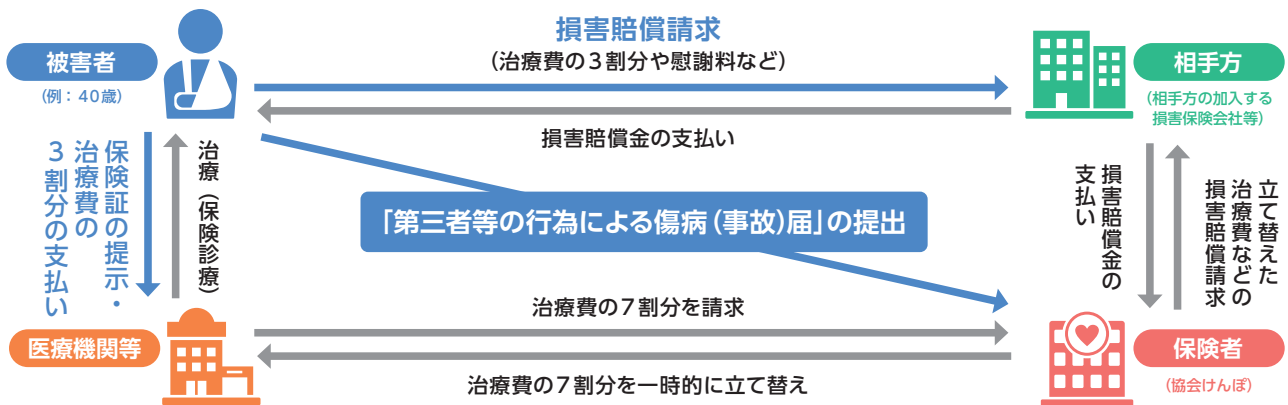
- 交通事故(他人との接触事故)
 - 暴力行為
 - 他人の犬にかまれた など
- 第三者の行為でケガをした場合

保険証を利用して診察を受けたとき
「第三者等の行為による傷病(事故)届」を提出します



健康保険給付の流れは？

協会けんぽ(健康保険)は、本来、相手方(加害者)が支払うべき治療費を一時的に立て替えて支払い、その後相手方(加害者)に損害賠償請求することになります。そのため、「第三者等の行為による傷病(事故)届」の提出が必要となります。



Check

交通事故等の場合に必要書類

「交通事故、自損事故、第三者(他人)等の行為による傷病(事故)届」をはじめとした、以下の書類が必要になります。

①「交通事故、自損事故、第三者(他人)等の行為による傷病(事故)届」

基本的に被保険者等が記入することになりますが、相手方(損害保険会社等)に依頼できる場合は、相手方による記入も可能です。交通事故証明書を参考に記入してください。

②「負傷原因報告書(負傷原因届)」

負傷した時の状況をできるだけ詳しく記入してください。

③「事故発生状況報告書」

交通事故の場合、事故の状況や過失割合を判断する上で、重要な書類となりますので、できるだけ詳しく記入してください。

④「損害賠償金納付確約書・念書」

相手方(加害者)に記入していただく書類です。事故等の状況に

よっては、署名に協力していただけない場合があります。その場合は、余白に記入していただけない理由を書いてください。

⑤「同意書」

協会けんぽが相手方の損害保険会社等へ損害賠償請求をする際、医療費の内訳(診療報酬明細書の写等)を添付します。相手方へ個人情報を提供することになるため、ご本人の同意が必要となります。併せて、協会けんぽが損害賠償請求権を取得することの明確化と今後の示談進捗状況の報告をお願いする書類です。

⑥その他の提出書類

交通事故の場合、「交通事故証明書」(自動車安全運転センターが発行)を必ず添付してください。

※物損事故等の場合は、「人身事故証明書入手不能理由書」も必要となります。